

平成 30 年 4 月 20 日

平成 29 年度における消費者安全法（財産事案）の運用状況について

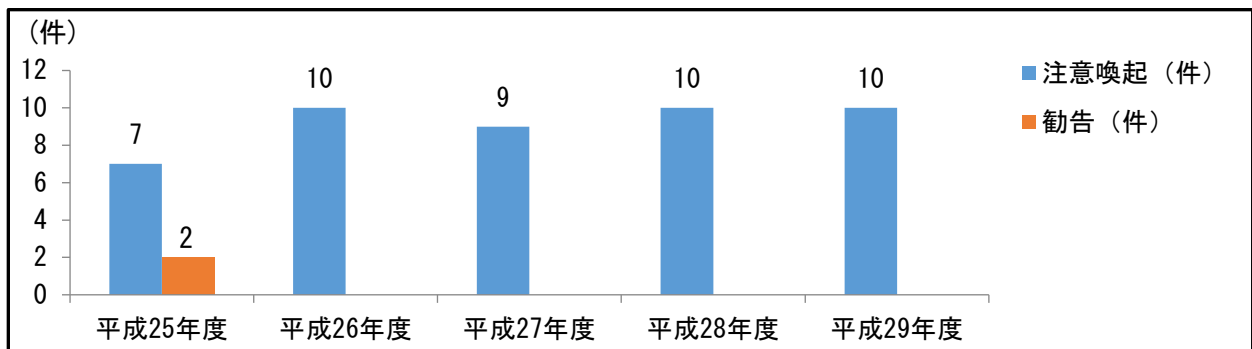
消費者庁は、消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的かつ合理的な判断を阻害するおそれのある行為が事業者により行われて消費者の財産被害をもたらす事態に対して、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）の規定に基づき、注意喚起、勧告等を行い、消費者被害の発生又は拡大の防止に努めています。

平成 29 年度における消費者安全法（財産事案）の運用状況は次のとおりです。

1 注意喚起、勧告の件数

事業者名を公表する注意喚起を 10 件行いました。各事案の概要は別紙のとおりです。

【消費者安全法（財産事案）の注意喚起、勧告の件数推移】



2 事案の総括

有料動画サイト等の利用料金が未納になっているとして支払を求める架空請求事案が多く見られたほか、近年の流行に乗じて、写真を撮影してインターネット上に掲載するだけで簡単にお金が稼げるなどとして情報商材等を販売する事案や、高齢者を標的として、「高齢者支援センター」などと称して消費者から現金をだまし取る劇場型事案がみられました。

また、前年に引き続き、消費者に金銭を支払わせる手段として、大手ネット通販事業者の電子ギフト券をコンビニエンスストア等で購入させた上、その番号等を聞き出す手口が後を絶たないことから、消費者に対して、同様の手口には決して応じないように、重ねて呼び掛けました。加えて、詐欺的な行為を行う事業者が、実在する有名企業の名をかたるケースが多くあることや、「SMS」、「未納」、「ギフト券」といった手法や文言が揃っていたら、それは詐欺であることを疑うべきであることを、消費者に呼び掛けました。

本件に関する問合せ先

消費者庁 消費者政策課 財産被害対策室

TEL : 03(3507)9187 FAX : 03(3507)7557

平成29年度の消費者安全法（財産事案）の事案概要

No	実施日 措置	事案名	取引の対 象とされ た商品等	代金の 扱い	概要
1 ・ 2 ・ 3	H29.4.14 注意喚起	有料動画サイト等の未納料金の回収を依頼されていると称して金銭を請求してくる「株式会社日本債権」、「TSB債権回収」、「CIC債権回収センター」に関する注意喚起	有料動画サイトの利用料金	ギフトカードによる支払	<p>有料動画サイト等の未納料金の回収を依頼されていると称して金銭を請求してくる事業者3社（株式会社日本債権、TSB債権回収、CIC債権回収センター）は、消費者の携帯電話やパソコンに「有料動画の未納が発生しております。本日中に連絡なき場合、法的手続きへ移行させていただきます。」などと記載したSMSやメールを送信したり、消費者の携帯電話に電話を掛けて着信履歴を残したりして、折り返し電話を掛けてきた消費者に「有料動画サイトの利用料金の未納があり、サイト運営業者から未納料金の回収を依頼されています。支払がなければ法的手続きをとらざるを得ません。」などと告げ、金銭を請求していた（消費者を欺き、又は威迫して困惑させること）。</p> <p>消費者は、実際には有料動画サイトの未納料金等など存在しないにもかかわらず、大手通販サイトのギフト券をコンビニエンスストアで購入して、ギフト券のカード番号を伝えることによって、要求される金額を支払っていた。</p> <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/pdf/consumer_policy_information_170414_0001.pdf</p>

No	実施日 措置	事案名	取引の対 象とされ た商品等	代金の 扱い	概要
4	H29. 5. 22 注意喚起	詐欺被害相談をかた る「株式会社クラブ ラ」に関する注意喚 起	架空請求 業者との 交渉請負	振込み・ 現金書留	<p>株式会社クラブラは、SMS やメール等で有料動画サイトの未納料金などの名目で架空請求を受けた消費者に対し、「〇〇さん（消費者）に代わって、これ以上請求をしないように架空請求業者と交渉します。」「1社とはけりがついたが、あなた（消費者）は他にも数か所のサイトを閲覧しています。未納料金の請求を取り消すにはあと〇万円お支払いいただく必要があります。」などと言って勧誘し、高額な依頼料を請求していたが、実際には何も交渉など行っていないことが判明した（不実告知）。</p> <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/pdf/consumer_policy_information_170522_0001.pdf</p>

No	実施日 措置	事案名	取引の対 象とされ た商品等	代金の 扱い	概要
5	H29. 6. 20 注意喚起	「高齢者支援センター」などと称する事業者らに関する注意喚起	名義貸しの対策費用	宅配便による現金の送付	<p>公的機関を連想させる「高齢者支援センター」などと称する事業者は、消費者の自宅に電話を掛け、消費者に対して「個人情報が出て別の団体等に個人情報が登録されています。」「個人情報の登録を取り消してあげます。」などとして、個人情報の登録の取消しを持ちかけるとともに、登録の取消しに協力する代わりに名義を貸してくれるよう依頼し、その後、複数の団体や人物が登場し、消費者の行為が名義貸しに当たるので家宅捜査が入るなどと威迫して消費者に様々な要求をし、最終的に、消費者に多額の現金を宅配便で送付させていた（消費者を欺き、又は威迫して困惑させること）。</p> <p>※「高齢者支援センター」のほか、「高齢者福祉支援センター」、「高齢者生活支援ボランティアセンター」など、類似の名称が用いられる場合もあった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/pdf/consumer_policy_information_170620_0001.pdf</p>

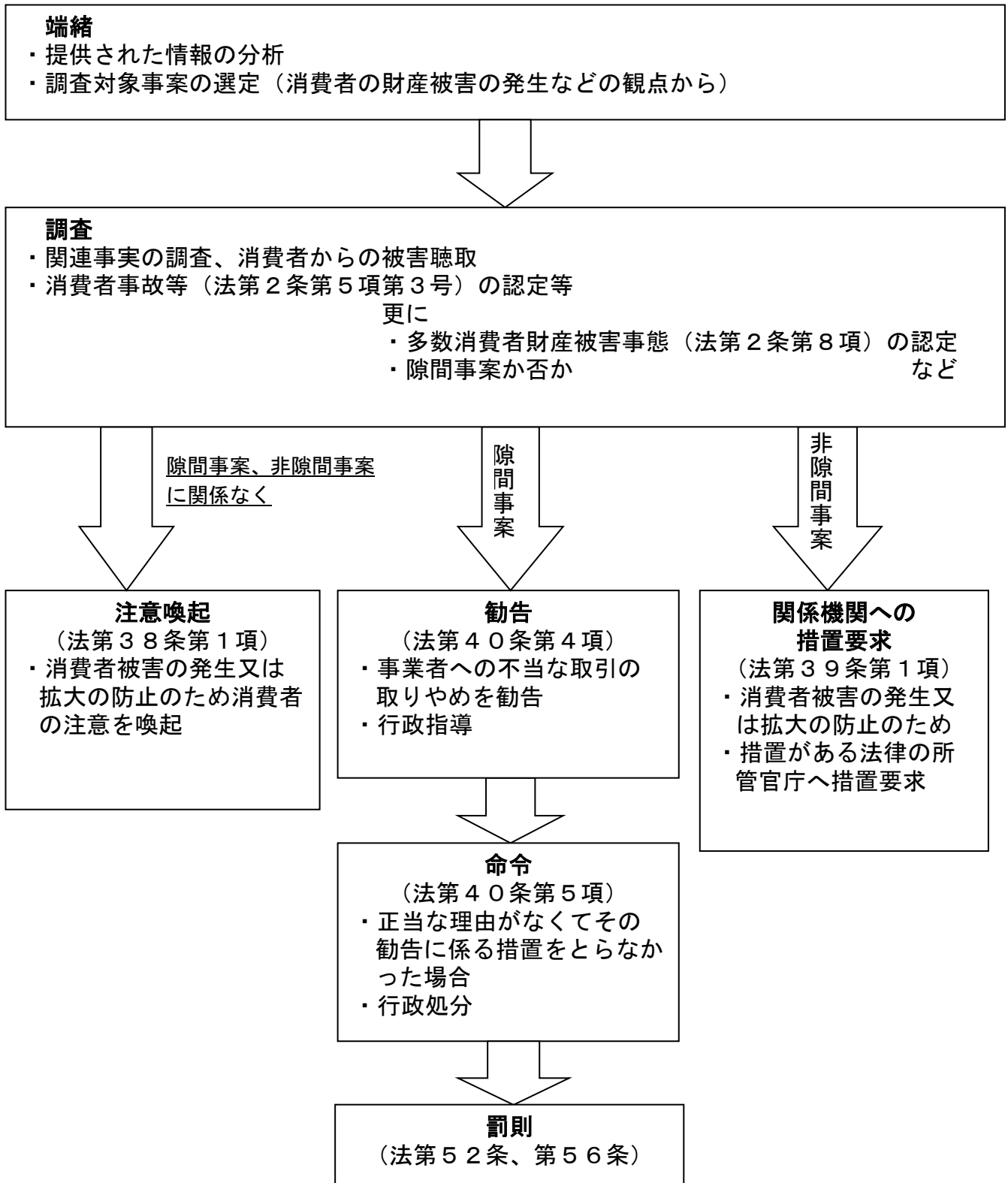
No	実施日 措置	事案名	取引の対 象とされ た商品等	代金の 扱い	概要
6	H29.10.30 注意喚起	「あなたの写真が、 今すぐお金に変わ る！」などとうたい 消費者に情報商材等 の購入を持ちかけ、 多額の金銭を支払わ せる「株式会社アイ デア」に関する注意 喚起	情報商材 等	振込み・ クレジッ トカード	株式会社アイデアは、インターネット上に「カシャカシャビジネス」という名称のウェブサイトを開設し、「あなたの写真が、今すぐお金に変わる！」などと記載して、写真をインターネット上にアップするだけで簡単にお金が稼げるように見せかけて消費者を勧誘していたが、カシャカシャビジネスは誰もが簡単に稼げるような仕組みにはなっていないことが判明した（不実告知）。 http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/pdf/consumer_policy_information_171030_0001.pdf

No	実施日 措置	事案名	取引の対 象とされ た商品等	代金の 扱い	概要
7	H29. 11. 14 注意喚起	SMSを用いて有料動画の未納料金の名目で金銭を支払わせようとする「アマゾンジャパン合同会社等をかたる架空請求」に関する注意喚起	有料動画サイトの利用料金	ギフトカードによる支払	<p>アマゾンジャパン合同会社等をかたる事業者は、消費者の携帯電話に「有料動画の未納料金が発生しております。本日中にご連絡無き場合、法的手続きに移行致します。アマゾン●●」などと記載したSMSを送信するとともに、SMSに記載された電話番号に電話を掛けてきた消費者に、「お客様は●●という動画サイトを利用しており、料金未納の悪質な利用者だとみなされて請求が上がっています。」「本日中に支払わなければ民事裁判へ移行します。」などと告げ、有料動画の未納料金の名目で金銭を支払わせようとしていた（消費者を欺き、又は威迫して困惑させること）。</p> <p>消費者は、実際には有料コンテンツ利用料金の未払など生じていないにもかかわらず、他のサイトの動画を閲覧したことと何らかの関係があるのかもしれないと思うなどして、大手通販サイトのギフト券をコンビニエンスストアで購入して、ギフト券の番号を伝えることによって、要求される金額を支払っていた。</p> <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/pdf/consumer_policy_information_171114_0001.pdf</p>

No	実施日 措置	事案名	取引の対 象とされ た商品等	代金の 扱い	概要
8	H29. 12. 22 注意喚起	SMSを用いて未納 料金名目で金銭を 支払わせようとする 「ヤフー株式会社を かたる架空請求」に 関する注意喚起	インター ネットサ イトの有 料サービ ス利用料 金等	ギフトカ ードによ る支払	<p>ヤフー株式会社をかたる事業者は、消費者のスマートフォンなどの携帯電話に「未納料金を滞納しております。ご連絡なき場合は法的手続に移ります。ヤフー。」などと記載されたSMSを送信するとともに、SMSに記載された電話番号に電話を掛けてきた消費者に「お客様は1年間のヤフーのご利用にあたって、料金を●万円滞納されています。」「支払方法はお近くのコンビニエンスストアでギフトカードを買って、そのギフト券番号を教えてください。」などと告げ、インターネットサイトの有料サービス等の未納料金名目で金銭を支払わせようとしていた(消費者を欺き、又は威迫して困惑させること)。</p> <p>消費者は、実際にはインターネットサイトの有料サービス等の料金の未払など生じていないにもかかわらず、スマートフォンでどこか間違ったところを押してしまったかもしれないと思うなどして、特定の通販サイトで使用できるギフト券をコンビニエンスストアで購入して、ギフト券の番号を伝えることによって、要求される金額を支払っていた。</p> <p>http://www.caa.go.jp/caution/phone/pdf/caution_phone_171222_0001.pdf</p>

No	実施日 措置	事案名	取引の対 象とされ た商品等	代金の 扱い	概要
9 ・ 10	H30.2.19 注意喚起	在宅ワークを希望する消費者にホームページ作成料等の名目で多額の金銭を支払わせる「株式会社Social Net」、「株式会社Smart Plan」に関する注意喚起	ホームぺージ作成料等	振込み	<p>株式会社Social Net及び株式会社Smart Planの2社は、それぞれ、インターネット上に開設したウェブサイトで、好条件で消費者を在宅ワークに勧誘しているが、両社とも事業の実体がないことが判明した（不実告知）。</p> <p>2社は、当該各ウェブサイトから連絡してきた消費者に対し、研修を実施して消費者の集客力等を褒め、消費者をその気にさせた上、研修終了後、在宅ワークの契約時になって突然、在宅ワークのためには専用のホームページを作成する必要があるなどとして高額な初期費用を請求し、その数日後、ホームページ改良の名目で更に高額な追加費用を請求していた。</p> <p>また、2社は、支払をちゅうちょしたり、拒んだりする消費者に対し、金融機関等からお金を借りて初期費用や追加費用を支払うよう説得していた。</p> <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/pdf/consumer_policy_information_180219_0001.pdf</p>

消費者安全法（財産事案）の事務フロー



○ 消費者安全法（抜粋）

（平成二十一年法律第五十号）

（定義）

第二条

1～4 （略）

5 この法律において「消費者事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。

一・二 （略）

三 前2号に掲げるもののほか、虚偽の又は誇大な広告その他の消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為であって政令で定めるものが事業者により行われた事態

6・7 （略）

8 この法律において「多数消費者財産被害事態」とは、第5項第3号に掲げる事態のうち、同号に定める行為に係る取引であって次の各号のいずれかに該当するものが事業者により行われることにより、多数の消費者の財産に被害を生じ、又は生じさせるおそれのあるものをいう。

一 消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であって、事業者が消費者に対して示す商品、役務、権利その他の取引の対象となるものの内容又は取引条件が実際のものと著しく異なるもの

二 前号に掲げる取引のほか、消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であって、政令で定めるもの

（消費者への注意喚起等）

第三十八条 内閣総理大臣は、第12条第1項若しくは第2項又は第29条第1項若しくは第2項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、当該消費者事故等による被害の拡大又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等の発生（以下「消費者被害の発生又は拡大」という。）の防止を図るため消費者の注意を喚起する必要があると認めるときは、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等による被害の状況その他の消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を都道府県及び市町村に提供するとともに、これを公表するものとする。

2～4 （略）

（他の法律の規定に基づく措置の実施に関する要求）

第三十九条 内閣総理大臣は、第12条1項若しくは2項又は第29条1項若しくは2項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置があり、かつ、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため、当該措置が速やかに実施されることが必要であると認めるときは、当該措置の実施に関する事務を所掌する大臣に対し、当該措置の速やかな実施を求めることができる。

2 （略）

（事業者に対する勧告及び命令）

第四十条

1～3 （略）

4 内閣総理大臣は、多数消費者財産被害事態が発生した場合（当該多数消費者財産被害事態による被害の拡大又は当該多数消費者財産被害事態と同種若しくは類似の多数消費者財産被害事態の発生（以下この条において「多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大」という。）の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。）において、多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、当該多数消費者財産被害事態を発生させた事業者に対し、消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引の取りやめその他の必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るため特に必要が

あると認めるときは、当該事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
6～8 (略)

(罰則)

第五十二条 第40条第2項又は第5項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第51条及び第52条 1億円以下の罰金刑
- 二 第53条第2項及び前2条 各本条の罰金刑

○ 消費者安全法施行令（抜粋）

(平成二十一年政令第二百二十号)

(消費者の利益を不当に害する等のおそれがある行為)

第三条 法第二条第五項第三号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 (略)
 - 二 消費者との間の契約（事業として締結するものに限る。以下この条において同じ。）に関し、その締結について消費者を勧誘するに際して、又は消費者による当該契約の申込みの撤回、解除若しくは解約を妨げるため、次のイからニまでのいずれかに該当する行為をすること。
 - イ 当該契約に関する事項であつて、消費者の当該契約を締結するかどうか又は当該契約の解除若しくは解約をするかどうかについての判断に通常影響を及ぼすものについて、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げること。
 - ロ・ハ・ニ (略)
 - 三 前号に掲げるもののほか、消費者との間の契約の締結若しくは履行又は消費者による当該契約の申込みの撤回、解除若しくは解約に関し、消費者を欺き、又は威迫して困惑させること。
- 四～七 (略)